解散公告

当社は、平成二十二年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十三日

東京都渋谷区広尾一丁目九番二〇号ＴＭ広尾ビル七階

合同会社ユナイテッド・ディベロップメンツ　代表清算人　ロバート・フラー

解散公告

当社は、平成二十二年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十三日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

渋谷マネージメント有限会社

清算人　下浦　明子

解散公告

当社は、平成二十二年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十三日

神奈川県横浜市西区伊勢町三丁目一三四番地

日の丸観光株式会社

代表清算人　水野　明子

解散公告

当社は、平成二十二年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十二年五月十三日

名古屋市中川区好本町三丁目五九番地

株式会社宣広社

代表清算人　尾﨑　夏樹

解散公告

当社は、平成二十二年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十三日

川西市向陽台一丁目一二番五―三―一九号

コミュニケーションスタッフ株式会社

代表清算人　山本　敦久

解散公告

当社は、平成二十二年四月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十三日

鳥取市青谷町栄町三九〇番地七

ＯＦＡサポート株式会社

代表清算人　大石　憲一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月六日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十三日

北海道函館市湯川町二丁目三三番一号

善宝寺

清算人　武山　正温

解散公告（第一回）

当組合は、消費生活協同組合法第六十二条第一項第一号の規定により平成二十二年三月五日開催の平成二十一年度臨時総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十三日

埼玉県北本市朝日四丁目四一〇番地

富士重工業株式会社埼玉生活協同組合

代表清算人　石井　彰

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十二年一月三十一日開催の臨時総会の決議により、平成二十二年二月十八日付けで千葉県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十三日

千葉県木更津市矢那一五八〇番地

木更津市高倉草敷土地改良区

代表清算人　宮野　弘

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十三日

長野県安曇野市豊科一〇三八番地

特定非営利活動法人あずみ野リ・ネット

清算人　関本　善一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年五月三十日の通常総会の決議により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十三日

岐阜県岐阜市金竜町五丁目一〇番地の一

社団法人岐阜県公共嘱託登記司法書士協会

清算人　立川　英雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十二月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十三日

京都府京都市中京区新町通二条下る頭町一五番地

特定非営利活動法人ルミエール

代表清算人　石井佐知子

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十二年三月二十五日岡山県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十三日

岡山県真庭市落合垂水一九〇一番地五

清算法人法界寺土地改良区

清算人代表　岡野　恭次

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日福岡県の認可を得て理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十三日

福岡県朝倉市菱野一一四二番地

学校法人朝倉幼稚園

清算人　大内　覚證

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日福島県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十三日

福島県南会津郡南会津町松戸原一五六番地

財団法人たていわ農業公社

代表清算人　芳賀　恭助

解散公告（第二回）

当法人は、社員総会の決議により平成二十二年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十三日

東京都中央区日本橋小伝馬町三番一〇号上嘉ビル二階　社団法人産業安全衛生協会

代表清算人　阿部　龍之

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年三月十八日松本市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十三日

長野県松本市深志二丁目一番一号

松本市中原土地区画整理組合

代表清算人　清水　利彦